

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市多以良町523番地1

氏 名 株式会社アイスタン 代表取締役 池田 純平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾



許可の年月日

令和 7年11月 7日

許可の有効年月日

令和12年11月 6日

1. 事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上13種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件 無

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年11月 7日 新規許可

平成22年11月 7日 更新許可

平成27年11月 7日 更新許可

令和 2年11月 7日 更新許可

令和 4年 7月28日 変更許可（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、がれき類の追加）

令和 7年11月 7日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有

長崎市 許可番号 07911123032

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市多以良町523番地1

氏 名 株式会社アイスタン 代表取締役 池田 純平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾



許可の年月日

令和 7年11月 7日

許可の有効年月日

令和12年11月 6日

1. 事業の範囲

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃酸

(pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ

(pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

感染性産業廃棄物

以上4種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件 無

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年11月 7日 新規許可

平成22年11月 7日 更新許可

平成27年11月 7日 更新許可

令和 2年11月 7日 更新許可

令和 7年11月 7日 更新許可

(裏面へつづく)

5. 積替え許可の有無 有

長崎市 許可番号 07961123032

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市多以良町523番地1

株式会社 アイスタン

氏 名 代表取締役 池田 純平

令和7年11月19日 付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

令和 7.12. 月 4 日

長 崎 市 長 鈴 木 史 朗



許 可 番 号		長崎市 第 403 号
許 可 期 間		令和7年11月28日 から 令和9年11月27日 まで
事業の 範 囲	事 業 の 区 分	収集運搬業（積替え、保管行為を含まない）
	取り扱う廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・特別管理一般廃棄物を除く）
業 務 の 区 域		長崎市内
許 可 の 条 件		(1) 洗車設備を確保し、収集車をつねに清潔に保持すること。 (2) 廃棄物は必ず燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみに 分別収集し、それぞれ市が指定する処理施設へ搬入すること。
許可の更新、変更の状況		新規許可 (H17. 11. 28)、社名変更 (H18. 6. 12)、更新許可 (H19. 11. 28) 更新許可 (H21. 11. 28)、住所変更 (H23. 5. 25)、更新許可 (H23. 11. 28) 代表者変更 (H25. 6. 13)、更新許可 (H25. 11. 28) 更新許可 (H27. 11. 28)、更新許可 (H29. 11. 28)、更新許可 (R1. 11. 28) 更新許可 (R3. 11. 28)、更新許可 (R5. 11. 28)、更新案内 (R7. 11. 28)

注1 法第7条の4第1項に該当する場合は、その許可を取り消さなければならない。又、法第7条の3第1項、法第7条の4第2項に該当する場合のほか、次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 施行令第3条に定める基準に適合しなくなったとき。
- (3) 正当な理由がないのに1月以上事業の全部又は一部を休止したとき。

注2 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第31条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業務実績報告書の提出を厳守すること。

許可番号07911123032号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎市多以良町523番地1

氏 名 株式会社 アイスタン 代表取締役 池田 純平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長 崎 市 長

鈴木 史 朗 印



許 可 の 年 月 日 令和 7年11月18日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和12年11月17日

1. 事 業 の 範 囲

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類については自動車等破砕物を除く。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上11種類（積替え、保管行為を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

3. 許 可 の 条 件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年11月18日 新規許可
平成18年 7月25日 変更許可（積替え保管行為の追加）
平成21年 7月30日 変更届出（自動車等破砕物の明記）
平成22年11月10日 変更届出（自動車等破砕物の廃止）
平成22年11月18日 更新許可
平成23年 6月16日 変更届出（住所等）
平成25年 6月13日 変更届出（代表者等）
平成27年11月18日 更新許可
平成29年10月24日 変更届出（水銀使用製品産業廃棄物明記）
令和 2年11月 9日 変更届出（水銀使用製品産業廃棄物表記変更）
令和 2年11月18日 更新許可
令和 7年11月18日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

所在地	長崎市多以良町523番地1		面積（㎡）	8.84
産業廃棄物の種類	保管上限（㎡）	最大積上げ 高さ（m）	保管方法	備考
廃酸	0.06	—	屋内・容器	石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。
廃アルカリ	0.06	—	屋内・容器	
廃プラスチック類	4.48	—	屋内	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.44	—	屋内	
金属くず	1.00	—	屋内・容器	
水銀使用製品産業廃棄物 （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合廃棄物に限る。）	1.44	—	屋内・容器	石綿含有産業廃棄物を除く。

以下、余白。

許可番号07961123032号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎市多以良町523番地1

氏 名 株式会社 アイスタン 代表取締役 池田 純平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長 崎 市 長 鈴木 史 朗 印



許 可 の 年 月 日 令和 7年11月18日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和12年11月17日

1. 事 業 の 範 囲

特別管理産業廃棄物の種類

廃 油 （揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃 酸 （水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ （水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

感染性産業廃棄物

以上4種類（積替え、保管行為を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

3. 許 可 の 条 件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年11月18日 新規許可
平成18年 7月25日 変更許可（積替え保管行為の追加）
平成22年11月18日 更新許可
平成23年 6月16日 変更届出（住所等）
平成25年 6月13日 変更届出（代表者等）
平成27年11月18日 更新許可
令和 2年11月18日 更新許可
令和 7年11月18日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

所在地	長崎市多以良町523番地1		面積（㎡）	3.07
特別管理 産業廃棄物の種類	保管上限 （㎡）	最大積上げ 高さ（m）	保管方法	備考
廃油	0.1	—	屋内冷蔵庫 ・容器	
廃酸	0.06	—	屋内・容器	
廃アルカリ	0.06	—	屋内・容器	
感染性廃棄物	2.18	—	屋内冷蔵庫 ・容器	

以下、余白。





時津町指令 7 時住第 5 5 1 号
令和 7 年 1 2 月 1 8 日

許 可 証

住所 長崎市多以良町 5 2 3 番地 1
氏名 株式会社 アイスタン
代表取締役 池田 純平

令和 7 年 1 2 月 5 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、
時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 8 条第 3 項の規定により、
下記のとおり許可する。

時津町長 山上 広信



記

1 許可番号

時津一廃許第 5 3 号

2 一般廃棄物の種類

事業系・生活系一般廃棄物

3 収集、運搬及び処分の区別

収 集、運 搬

4 許可期限

令和 7 年 1 2 月 1 3 日～令和 9 年 1 2 月 1 2 日

5 許可条件

クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別を行い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。

なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。

毎月の実績を報告書により翌月の 1 0 日までに提出すること。

様式第 6 号 (第 3 条関係)

7 長与住第 1 6 5 9 号
令和 8 年 1 月 1 5 日

株式会社アイスタン
代表取締役 池田 純平 様

長与町長 吉田 慎一



許 可 証

令和 7 年 1 2 月 4 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可する。

記

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 許 可 番 号 | 長与一廃許可第 17 号 |
| 2 一 般 廃 棄 物 の 種 類 | 事業系一般廃棄物・生活系一般廃棄物 |
| 3 収 集 ・ 運 搬 ・ 処 分 の 区 別 | 収集・運搬 |
| 4 許 可 期 間 | 令和 7 年 1 2 月 2 6 日から令和 9 年 1 2 月 2 5 日まで |
| 5 許 可 条 件 | <p>①一般廃棄物を収集・運搬する際は、必ず廃棄物の飛散防止等の措置を講ずること。</p> <p>②事前に時津クリーンセンター及びクリーンパーク長与と協議の上搬入すること。</p> <p>③次回更新は、許可終了日の 1 ヶ月前までに申請すること。</p> <p>④廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく収集運搬業務実績報告書を毎月 7 日までに提出すること。</p> <p>⑤積み替え保管行為は行わないこと。</p> <p>⑥車両への許可番号の表示をすること。</p> <p>⑦収集する区域は、長与町内とする。</p> <p>⑧その他各法律を遵守すること。</p> |

様式第12号（第12条関係）

6 諫環第525号の2
令和7年3月19日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県長崎市多以良町523番地1

氏名 株式会社アイスタン

代表取締役 池田 純平

（法人の場合は主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

諫早市長 大久保 潔 重



令和7年2月10日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可します。

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 許可番号 | 諫指令第198号 |
| 2 事業の範囲 | |
| (1) 業の区分 | 収集運搬 |
| (2) 取り扱う一般廃棄物の種類 | ごみ |
| 3 許可年月日 | 令和7年4月1日 |
| 4 許可の有効期限 | 令和9年3月31日 |
| 5 許可の条件 | 別紙のとおり |

許可番号 第07600123032号

産業廃棄物収集運搬業許可証

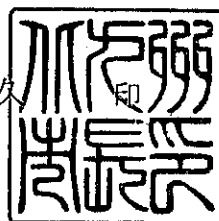
住 所 長崎県長崎市多以良町523番地1

氏 名 株式会社 アイスタン

（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 池田 純平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久



許 可 の 年 月 日	令和 7 年 1 1 月 1 7 日
許 可 の 有 効 年 月 日	令和 1 2 年 1 1 月 1 6 日

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）

以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

な し

3 許可の条件

な し

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年11月17日 新規許可
平成27年11月17日 更新許可
令和 7年11月17日 更新許可

平成22年11月17日 更新許可
令和 2年11月17日 更新許可

5 積替え許可の有無 記載なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第07650123032号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市多以良町523番地1

氏 名 株式会社 アイスタン

（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 池田 純平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久



許 可 の 年 月 日 令和 7年 11月 17日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 12年 11月 16日

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

廃 油 （揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃 酸 （水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ （水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

感染性産業廃棄物
以上4種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は

保管を行う特別管理産業廃棄物の種類
な し

3 許可の条件

な し

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年11月17日 新規許可

平成22年11月17日 更新許可

平成27年11月17日 更新許可

令和 2年11月17日 更新許可

令和 7年11月17日 更新許可

5 積替え許可の有無 記載なし

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。